

愛知県外国人介護人材受入促進事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
1 趣旨 略 2 事業目的 <u>外国人介護人材定着促進事業及び外国人介護人材獲得強化事業</u>に係る費用の一部を補助することにより、外国人介護人材の県内の介護現場における円滑な就労・定着の促進を図ることを目的とする。 3 補助事業の内容 (1) <u>外国人介護人材定着促進事業</u> ア 内容 略 イ 補助対象事業者 外国人介護人材を受入れる(予定を含む。)介護保険法(平成9年法律第123号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく事業所・施設(以下「介護事業所」という。)<u>又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年5月26日法律第30号)第40条第2項第1号から3号に基づく介護福祉士養成施設(以下「介護福祉士養成施設」という。)を運営する法人</u> なお、外国人介護人材を受入れる予定の場合は、補助年度3月31日までに雇用しなければならない。 (2) <u>外国人介護人材獲得強化事業</u> ア 内容 略 イ 補助対象事業者 外国人介護人材を受入れる(予定を含む。)介護事業所、<u>介護福祉士養成施設又は日本語学校を運営する法人</u> 4 留意事項 (1) 事例の報告 3(1)の補助を受けた補助事業者は、県が事例収集のために調査等を行う場合は、協力すること。 (2) 補助対象外経費 ア 略 イ <u>3(2)において、</u>外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は本事業の対	1 趣旨 同左 2 事業目的 <u>外国人介護人材受入環境の整備に係る取組や海外現地での外国人介護人材確保に係る取組</u>に係る費用の一部を補助することにより、外国人介護人材の県内の介護現場における円滑な就労・定着の促進を図ることを目的とする。 3 補助事業の内容 (1) <u>外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備</u> ア 内容 同左 イ 補助対象事業者 外国人介護人材を受入れる(予定を含む。)介護保険法(平成9年法律第123号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく事業所・施設(以下「介護事業所」という。)<u>を運営する法人及び社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年5月26日法律第30号)第40条第2項第1号から3号に基づく介護福祉士養成施設(以下「介護福祉士養成施設」という。)等</u> なお、外国人介護人材を受入れる予定の場合は、補助年度3月31日までに雇用しなければならない。 (2) <u>海外現地での外国人介護人材確保の取組</u> ア 内容 同左 イ 補助対象事業者 外国人介護人材を受入れる(予定を含む。)介護事業所を運営する法人<u>及び介護福祉士養成施設等</u> 4 留意事項 (1) 事例の報告 <u>3(1)の補助を受けた</u>補助事業者は、県が事例収集のために調査等を行う場合は、協力すること。 (2) 補助対象外経費 ア 同左 イ 外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は本事業の対象外とする。

象外とする。 (3) 同一の法人等に対する助成 略 5 その他 略 附 則 略 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年6月18日に施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	(3) 同一の法人等に対する助成 同左 5 その他 同左 附 則 同左
---	--